教育は，
　私的財
　公的にも私的にも生産される財
　公的に提供される財
である。

教育における政府の役割についての憲法上の規定

第２６条①　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
　②　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
第８９条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

・教育がどのような財か，については2つの対立する考え方がある。
1　人的資本理論
　教育を受けることによって技能が高まる。教育は，将来に高収入を得るための投資である。
2　スクリーニング
　教育には，技能を高める効果は（ほとんど）ない。学校制度は，能力の高い人を選別する手段である。

・教育はどちらの要素もあわせもつが，相対的重要性については，決着がついていない。

なぜ，私的財である教育を公的に提供するのか？

・新しい知識の生産は固定費用の性格をもつ。高等教育機関への補助金を収穫逓増への対応と解釈することはできる。
・外部性は，初等教育にはあると考えられるが，中等・高等教育では重要性が高いとは考えられていない。
・資本市場が不完備のため，低所得世帯では教育の過小消費が起こる可能性が考えられる。この場合，政府が学生ローンの充実を図ることが考えられる。

・教育が公的に提供されているのは，親の所得によって，教育を受けるか否かが左右されてはいけないという価値観に基づく。これを特殊平等主義（specific egalitarianism）といい，他には医療も当てはまるとされている。
・一律の供給は，個別の需要に合致していないかもしれない。

・教育の財政的側面は，公平と効率のトレードオフとして考えていく必要がある。
・わが国では，義務教育経費を国が財政的に保障する仕組みとしており，教員人件費の1／2を補助金で，1／2で交付税で措置している。国の地方向け補助金としては最大額であり，補助金削減の議論がされている。
・米国では，地方政府の固定資産税で財源調達されており，貧しい地域での教育環境が悪くなっている。

なぜ，政府が教育を生産するのか？

・国公立学校と私立学校が混在している。初等・中等教育では，公的生産が中心。高等教育では日本は私的生産が大きい（国によって差がある）。
・義務教育では，消費者に公立学校の選択権がない。また，私立学校を選択した親は，公立学校を運営するための税金を払った上で，私立学校の授業料を払わないといけない。
・バウチャー制度を導入して，消費者に学校の選択を認める考えがある。しかし，競争が機能するか，競争によって効率が高まるかどうかには論争がある。